

明石市いじめ防止基本方針の策定について

1 策定に至る経緯

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本市では、学校教職員による日々の指導だけでなく、スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の学校への配置、明石こどもサミットの実施などを通じて、従前からいじめ対策に取り組んできました。しかし、近年、ＳＮＳ等のインターネット上におけるいじめの問題や保護者と学校との関わり方の変化等により、いじめを学校の中だけの課題とするのではなく、保護者や関係機関とともに取り組むべき地域の課題として捉えることの重要性が高まっています。

そこで、社会総がかりでいじめ対策に取り組む体制を整備するため、地方いじめ防止基本方針としての「明石市いじめ防止基本方針」を策定します。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を基本方針に盛り込み、市としての体制を整備することで、多角的なアプローチからいじめを防止し、小さなＳＯＳを見逃さず、早期の段階で適切な対応が可能となるよう努めてまいります。

2 策定の方向

(1) 検討委員会

- ・有識者及び関係機関等で構成する委員により基本方針の内容を検討（３回程度実施）

(2) 総合教育会議

- ・教育委員から意見を聴く

(3) 意見公募手続

- ・基本方針（素案）について市民の意見を募集

(4) 市議会への報告

- ・令和 7 年 1 2 月議会文教厚生常任委員会において、基本方針（素案）について報告
- ・令和 8 年 3 月議会文教厚生常任委員会において、基本方針（最終案）について報告

3 参考 明石市立小中学校におけるいじめ(※)認知件数の推移(年度別) (件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	98	125	257	622	695	512	893	1037	990	1013
中学校	46	99	84	168	206	154	197	276	270	239

※いじめ…児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの